

# 関西大学たかつきアイスアリーナ貸切使用誓約書

## 1 アイスアリーナ貸切使用契約

このアイスアリーナ貸切使用（以下「貸切使用」という）は、関西大学たかつきアイスアリーナ(大阪府高槻市霊仙寺町 2 丁目 1 番 1 号以下「アイスアリーナ」という)が提供する空き時間枠を貸切り使用するものであり、使用者はアイスアリーナとアイスアリーナ貸切使用契約（以下「貸切使用契約」という）を締結することになります。

契約の内容・条件は下記条項によります。

## 2 貸切使用の申し込み

(1)貸切使用希望日前月の 1 日午前 10 時から電話で受付いたします。

(2)貸切使用料金 別に定める。

## 3 貸切料金の支払い

(1)貸切料金は、貸切利用日の 6 日前までにお支払いください。

(2)1 ヶ月に 2 回以上貸切を予約されている場合は、当月の最終貸切日の 6 日前までにまとめてお支払いしていただくことができます。

(3)お支払いはアイスアリーナの指定する銀行口座にお振込みください。現金でのお取り扱いはありません。

(振込手数料は使用者の負担とさせていただきます。)

## 4 貸切内容の変更

アイスアリーナは貸切受付後であっても、天災地変・暴動・官公庁の命令・施設機材の不具合などの事由により、施設の安全かつ円滑な提供ができないときは、貸切の取りやめ・内容の変更をすることがあります。

## 5 使用者による貸切の取り消し

(1)使用者は下記 6 に定める取消料を支払う事により、いつでも貸切予約を取り消しすることができます。

(2)使用者は下記に該当する場合は取消料なしで貸切予約を取り消しする事ができます。

①上記 4 に基づく事由により施設の安全かつ円滑な提供ができないとき。

②アイスアリーナの責に帰すべき事由により契約書面にしたがった提供が不可能なとき。

## 6 取消料

貸切予約後使用者の都合で貸切を取り消す場合には、貸切料金に対して下記の料率で取消料をいただきます。

①6 日前から前日までに貸切予約を取り消した場合は使用料金の 2 分の 1 をお支払いいただきます。

②当日に貸切予約を取り消した場合は使用料金の全額をお支払いいただきます。

## 7 貸切料金の改定

貸切使用契約期間内においても、貸切料金の改定をすることがあります。その際は当月の貸切申込時に連絡するものとします。

## 8 施設・設備・備品の破損

- (1) 万一アイスアリーナ及び駐車場・大学構内において、施設・設備・備品等を破損・損壊した場合は速やかにアイスアリーナ事務室に申し出てください。
- (2) 使用者の過失による場合は損害賠償を請求させていただきます。

## 9 責任の免除

万一、アイスアリーナ及び駐車場等高槻キャンパス構内において、事故・傷害・盗難が発生した場合、本学は一切責任を負わないものとします。

## 10 商業行為の禁止

- (1) アイスアリーナ及び駐車場・大学構内において、許可なく物品の販売やサービスの提供、その他の営利目的行為（有料観覧者収入を含む）を行う事はできません。
- (2) 上記(1)に該当する行為を行った場合は、損害賠償を請求させていただきます。

## 11 禁煙・飲食禁止

アイスアリーナ内は全館禁煙・飲食禁止です。喫煙・飲食は所定の場所で行ってください。

## 12 更衣室の利用

貸切使用時には、リンクサイドや観客席で更衣せず、必ず更衣室を利用してください。更衣室利用の際は下記の項目を遵守してください。

- (1) 更衣室の利用時間は貸切開始1時間前から貸切終了の1時間後までです。
- (2) 更衣室の鍵は代表者がアイスアリーナ事務室で貸出表に必要事項を記入後、貸出いたします。
- (3) 更衣室の鍵を返却の際も(2)と同様にアイスアリーナ事務室に返却してください。
- (4) 更衣室の鍵を紛失した場合は実費を請求いたします。
- (5) 使用中は施錠の上、代表者が責任を持って管理してください。
- (6) 貴重品は各自で管理し、更衣室内に放置しないようにしてください。
- (7) 消防条例及び健康増進法によりアイスアリーナ内及び更衣室内は禁煙です。
- (8) 使用後は消灯し、ゴミなど放置しないようにしてください。
- (9) 更衣室内の備品の持ち出しはできません、万一破損した場合は賠償請求いたします。

## 13 その他

本条件は、\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日以降の貸切使用契約に適用されます。

以上の事項を遵守できない場合は貸切使用契約を停止させていただく場合があります。